

かたの産業元気プロジェクト推進協議会商業活性化提案型事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 商店街は、市民とりわけ高齢者の身近な買い物機会を提供し、量販店にはない、多様なサービスを提供する強みを有しているものの、大規模小売店舗等の量販の進出、消費者ニーズの多様化、或いは事業者の高齢化により、地域に点在する商店街は衰退する一方である。

少子高齢化時代を迎え、今後、益々高齢者が増加する中で、身近な商店街の重要性を認識し、持続可能な商店街づくりの創出を図るため、商店街と連携し、自主的に取組む商業活性化提案型事業に対し、かたの産業元気プロジェクト推進協議会（以下「協議会」）の予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することにより、商店街の景観、賑わい等の魅力づくりの創出から集客を図ること目的とし、その交付に関してはこの要綱によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売店、飲食店で道路周辺に形成された、商業者中心に組織されるものをいう。
- (2) 「団体」とは、設立に係る定款または会則等を設けており、5名以上かつ、その内2名以上が市内に在住している者で組織されるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 商業活性化提案型事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街の課題を解決するために多様な団体や事業者が新たに取り組む公益性の高い提案事業であって、自主的に取り組まれ、原則として、継続的に実施されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 特定の個人や事業者または団体のみが利益を受ける事業。ただし、団体が自治会等である場合は、その地域の住民全体に利益が還元される事業と認められる場合は、この限りでない。
- (2) 親睦会的な事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (4) 本補助金のほかに、国、大阪府または交野市から補助金が交付される事業

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点（法人の場合は登記地が市内に限る）がある事業者または団体であること。
- (2) 原則、1年以上継続して活動していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者または団体は、補助金の対象者としなない。

- (1) 政治または宗教を目的とした事業者または団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、活動内容等から補助対象者として不適当と認められる事業者または団体

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表1のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び限度額は、1事業につき前条に規定する補助対象経費に要する額の4分の3とし、2,000千円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者または団体（以下「申請団体等」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて協議会に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（提案書）
- (2) 収支予算計画書
- (3) 申請者の概要
- (4) その他、協議会が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 協議会は、交付申請が提出されたときは、当該内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、速やかに申請団体等に対して、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項に規定する審査に必要な事項は別に定めるものとする。

(審査結果の公表)

第9条 協議会は、前条の規定による事業の審査の結果について、広く公表するものとする。

(交付請求)

第10条 8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、協議会の定める期日までに、補助金交付請求書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 協議会は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 前条の規定により補助金の交付を受けたもの（以下「補助団体等」という。）は、当該年度の末日までに補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他協議会が必要と認める書類等

(補助金額の確定)

第 13 条 協議会は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金額を確定し、商業活性化提案型事業補助金交付確定通知書(様
式第 5 号)により、補助団体等に対して通知するものとする。

(交付取消し及び返還)

第 14 条 協議会は、補助団体等がその補助事業に関して補助金の決定の内容若しくはこれに
付した条件に違反したとき、又は既に交付した補助金の額が前条の規定による確定額を超
えるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてその額の返還を
命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第 15 条 協議会は、補助金の交付申請があった場合において、補助金の交付が暴力団への活
動資金又は利益になると認められるときは、補助金の交付を承認しないものとする。

2 協議会は、補助金の交付決定後又は交付後に、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利
益になると認められたときは、交付決定の取消又は補助金の返還を求めるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象経費となる経費

費目	内 容（例）
報償費	講師謝礼（団体等の構成員に対するものは除く）
旅費	事業実施に必要な交通費
需用費	消耗品費（用紙、封筒、文具類、材料費等）、光熱水費 印刷製本費（ポスター、看板、記録用写真代）
役務費	通信運搬に係る経費（郵便料等）、広告料、保険料
備品購入費	事業実施に必要な機器、機材等の購入費 ※ただし、補助対象経費の 4 分の 1 以内とする。
使用料及び賃借料	機器類等のリース費、会場等の使用料等、家賃
その他	上記以外に、事業推進に必要と認められる経費